

令和3年2月26日

第9回総会議事録

長岡市農業委員会

第9回総会議事録

- 1 日 時 令和3年2月26日（金曜日） 午後2時00分
- 2 場 所 ながおか市民センター5階 5B会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第48号 農地法第3条の許可申請について
議案第49号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第50号 農地法第4条の許可申請について
議案第51号 農地法第5条の許可申請について
議案第52号 農用地利用集積計画の決定について
議案第53号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第54号 相続税の納税猶予適格者証明について
 - 日程第 3 報告第8号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (16名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (8名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主事 原 成実

開 会（午後2時00分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を
務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)
それでは、これより第9回農業委員会総会を開催いたします。
新型コロナウイルス感染防止の観点から、出席委員の数を制限して開
催しております。出席予定の委員からの欠席届の提出はございません。
長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、
会議は成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。私において議席番号 3 番、岩本一男委員、4 番、諸橋昇一委員を指名いたしますので、よろしくご協力お願いします。
- 日程第 2 議案第 48 号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、これより審議に入ります。議案第 48 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
今坂係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は 8 件でございます。
1 番から 6 番は売買による所有権移転、7 番、8 番は贈与による所有権移転であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり
ます。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たして
おります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第 48 号 農地法第 3 条の許可申請について、許可することに異議
ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし
ます。
- 議案第 49 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議長 議案第 49 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議
題とします。
事務局の説明を求めます。
今坂係長 議案書 6 ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の1件であります。

1番、飯塚の田について、石油及び天然ガス採取施設敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび期間を令和13年3月25日まで延長するものであります。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものとして判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第49号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第50号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第50号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域1件、寺泊地域2件、計3件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において2月18日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊求草の田について、農機具格納庫、農作業所及び車庫建築敷地として利用するものであります。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊求草の畑について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、

10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、耕作地が近くに集中している場所での農家住宅であり、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。なお、この案件は、後ほど説明いたします農地法第5条許可申請の3番と7番と同一の計画によるものであります。

3番、大川原町の畑について、境内敷地として利用するものであります。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は、大川原町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第50号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第51号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第51号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書10ページ、11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域5件、寺泊地域2件、計7件であり

ます。

1番、雁島町の畑について、農作業所建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年3月1日から令和3年8月20日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

2番、中沢町の田について、乾燥調製施設として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年8月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

3番と7番は同一の計画によるものですので、一括して説明をいたします。寺泊求草の畑について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の2番とも同一の計画になりますが、住宅建築敷地として利用するために、3番については贈与による所有権移転、7番については使用貸借権の設定をするものであります。議案資料25ページ、26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものであります。耕作地が近くに集中している場所での農家住宅であり、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、深沢町の畑について、土砂置場として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年3月1日から令和4年4月30日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、中沢町、川中、浦瀬町の田について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和3年10月29日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、撰田屋町の田について、資材置場及び駐車場敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年3月1日から

令和5年2月末までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、転用目的が一時的な利用であるため例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

本田栄一委員 4番について、質問します。工事の期間は、いつからいつまでですか。また、転用の完了をどのように確認しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

今坂係長 まず、1つ目のご質問の工事の期間についてであります。申請地については令和3年3月1日から令和4年4月30日までの計画であります。ただし、申請地以外の部分もありまして、工事自体は今年の1月から着手しているということであります。

もう一点のご質問の完了の確認についてであります。許可書を渡す際に完了報告書の様式を渡します。工事が完了しましたら、その完了報告書に写真を添付して事務局に提出してもらおうという流れになります。私どもが個々に現地調査に行くということではありません。

本田栄一委員 わかりました。

議長 ほかに質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございますので、採決に入ります。

議案第51号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第52号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の15ページから17ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは19件の申出がありました。本案件は、譲渡人からの農地売却依頼に基づき、地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次の利用権設定・移転、中間管理権設定（公社借入）、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊と計算の集計表を1枚配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

それでは、議案書の18ページの内訳表をご覧ください。今月の利用権の設定・移転は708件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が659件、賃借権移転が10件、使用貸借権設定が38件、使用貸借権移転が1件となっております。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分については、このたびは313件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が309件、使用貸借権設定が4件となっております。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは174件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が171件、使用貸借権設定が3件となります。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にてご確認をお願いします。

以上、計1,214件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第52号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第53号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第53号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。
議案書の22ページから27ページをご覧ください。
新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。
このたびは35件の申出があり、内容については賃借権の移転が34件、使用貸借権の移転が1件となっています。
これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。
これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。
当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第53号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第54号 相続税の納税猶予適格者証明について

議長 議案第54号 相続税の納税猶予適格者証明についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。
議案書の29ページをご覧ください。
美沢2丁目ほかの田畑、計14筆について証明願が提出されました。
相続税の納税猶予制度は、相続人が農地を相続し、その農地において農業を継続する場合に納税を猶予するもので、本証明はこの納税猶予を受ける手続の際に必要なものであります。

本案件につきましては、被相続人が農業の用に供していた農地を相続人が引き続き農業経営を行うもので、適格要件を全て満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの声が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第54号 相続税の納税猶予適格者証明について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第8号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第8号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を31ページに、5条の届出について18件を

32ページから34ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を35ページに、18条合意解約について5件を36ページに、利用権解約について63件を37ページから47ページに、中間管理権の解約について6件を48ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第9回総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後2時25分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年2月26日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	欠	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">16</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>人</td> <td>岩本一男</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>諸橋昇一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	16	人	議事録署名委員		欠席委員	人	8	人	岩本一男	委員	計		24	人	諸橋昇一	委員
出席委員	人	16	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	8	人	岩本一男	委員																		
計		24	人	諸橋昇一	委員																		